



において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二十二年二月一日政令第二八七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 ムンゴス・ムンゴ（シママングース）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二十三年五月一八日政令第一四二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス及びアノリス・ホモレキスに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

附則（平成二十五年七月五日政令第二一五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 カルロスキウリス・フィンライソニイ（フィンレイソニス）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二十六年五月三〇日政令第二〇一号）

（施行期日）

1 この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項及び附則第三項の規定 公布の日
二 別表第一の第一の改正規定 平成二十六年八月一日

（経過措置）

2 次の各号に掲げる生物に係る改正法による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項に規定する特定外来生物についての新法第五条第一項の許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、その許可の申請をすることができる。

- 一 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの（次号に掲げる生物を除く。）及び新令別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。） この政令の施行の日

二 ブランタ・カナデンシス（カナダガン）前項第二号に掲げる規定の施行の日

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、同項各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、新法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

附則（平成二十七年一月二五日政令第八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 ヴェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二十七年八月二六日政令第二九八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第六の（二）のひめぐも科の項に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第六の（二）のひめぐも科の項に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二十八年八月一八日政令第二八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの並びに新令別表第二の第一の二及び三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の第一の二及び三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二十九年九月一日政令第二三二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年一月二七日政令第二八八号）

1 この政令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項及び附則第三項の規定 公布の日
二 別表第一の第一の五及び別表第二の第一の三の改正規定 平成三十年四月一日
(経過措置)

2 次の各号に掲げる生物に係る特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下この項及び次項において「法」という。))第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この項において同じ。)について、この政令の施行の日(第二号及び第三号に掲げる生物に係る特定外来生物にあっては、前項第二号に定める日。次項において同じ。)前においても、その許可の申請をすることができない。

一 この政令(前項第二号に掲げる規定を除く。以下この号において同じ。)による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。次号及び第三号において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに属する生物
二 前項第二号に掲げる規定による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(次号において「第二号新令」という。)別表第一の第一の五のイに掲げる種に属する生物
三 第二号新令別表第二の第一の三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、この政令の施行の日前においても、法第五条第一項の許可をすることができ、この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

附則(令和二年九月一六日政令第二八号)
(施行期日)

1 この政令は、令和二年十一月二日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないもの、新令別表第二の第一の四のイの(1)の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の四のイの(1)の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)及び新令別表第三の12の項から14の項までの種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の器官の欄に定める器官に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。))第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができない。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができ、この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則(令和四年一月二八日政令第三六〇号)
(施行期日)

この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第四十二号)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附則(令和五年一月二五日政令第一六号)
(施行期日)

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられて

ていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。))第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができない。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができ、この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則(令和五年八月二日政令第二五三号)
(施行期日)

1 この政令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六のロの(1)の1の項及び2の項の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。))第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができない。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができ、この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

別表第一 外来生物の種(第一条関係)

Table with 2 columns: 項種名, 科. Includes items like 哺乳綱, イカンガルー目, クスクス科, Trichosurus vulpecula (フクロギツネ), 食虫目, はりねずみ科, Eriaceus 属(ハリネズミ属) 全種.

ハ 霊長目
(1) おながぎる科
1 Macaca cyclops (タイワンザル)
2 Macaca fascicularis (カニクイザル)
3 Macaca mulatta (アカゲザル)
ニ 齧歯目
(1) ヌートリア科
1 Myocastor copus (ヌートリア)
(2) リサ科
1 Callosciurus erythraeus (クリハラリス)
2 Callosciurus finlaysoni (フィンレイソリス)
3 Peromys volans (タイリクモモンガ)のうち Peromys volans orii (エンモモンガ) 以外のもの
4 Sciurus carolinensis (トウブハイロリス)
5 Sciurus vulgaris (キタリス)のうち Sciurus vulgaris orientis (エンリス) 以外のもの
(3) ねずみ科
1 Ondatra zibethicus (マスカラット)
ホ 食肉目
(1) あらいぐま科
1 Procyon cancrivorus (カニクイアライグマ)
2 Procyon lotor (アライグマ)
(2) いたち科
1 Mustela vison (アメリカミンク)
(3) マングース科
1 Herpestes auropunctatus (ワイリマングース)
2 Herpestes javanicus (ジャワマングース)
3 Mungos mungo (シママングース)
ハ 偶蹄目
(1) しか科
1 Axis 属(アキシジシカ属) 全種
2 Cervus 属(シカ属) に属する種のうち Cervus nippon centralis (ホンシシカ), Cervus nippon nippon keramae (ケラマジカ), Cervus nippon mageshimae (マゲシカ), Cervus nippon nippon (キノウシシ), Cervus nippon pulchellus (ツシマシシカ), Cervus nippon yakushimae (ヤクシシカ) 及び Cervus nippon yesoensis (エンシシカ) 以外のもの
3 Dama 属(ダマシカ属) 全種
4 Elaphurus davidianus (シフノウ)
5 Muntiacus reevesi (キョン)

Table with 2 columns: 項種名, 科. Includes items like 哺乳綱, イカンガルー目, クスクス科, Trichosurus vulpecula (フクロギツネ), 食虫目, はりねずみ科, Eriaceus 属(ハリネズミ属) 全種, 霊長目, 齧歯目, 偶蹄目.

二鳥綱	(2) くさり／び科	3 Pydiictis olivaris (フラットヘッドキヤット トフインシム)	(2) くわがたむし科
イ かも目	1 Protobothrops microsquamatus (タイワンハ ブ)	(3) なまぢ科	1 Neolucanus angulatus (アングラートウスマ ルバネクワガタ)
(1) かも科	1 Branta canadensis (カナダガン)	1 Silurus glanis (ヨーロッパナマズ)	2 Neolucanus baladeva (バラデバマルバネクワ ガタ)
ロ すずめ目	イ 無尾目	ニ かわかます目	3 Neolucanus giganteus (ギガンテウスマルバ ネクワガタ)
(1) ひよどり科	1 ひきがえる科	(1) かわかます科	4 Neolucanus katsuraorum (カツラマルバネク ワガタ)
1 Pronotus cafer (シリアカヒヨドリ)	1 Bufo cognatus (ブレーンズヒキガエル)	ホ くだやし目	5 Neolucanus maedai (マエタマルバネクワガタ)
(2) ちめじり科	2 Bufo guttatus (キンイロヒキガエル)	(1) くだやし科	6 Neolucanus maximus (マキシムマルバネク ワガタ)
1 Garrulax canorus (ガビチョウ)	3 Bufo marinus (オオヒキガエル)	(1) かんざし科	7 Neolucanus perarmatus (ペラルマトウスマル バネクワガタ)
2 Garrulax cinereus (ヒゲガビチョウ)	4 Bufo melanostictus (ハリグロヒキガエル)	1 Gambusia affinis (カダヤシ)	8 Neolucanus saundersii (サンダースマルバネ クワガタ)
3 Garrulax perspicillatus (カオグロガビチョ ウ)	5 Bufo punctatus (アカボシヒキガエル)	2 Gambusia holbrooki (ガンブスイア・ホルブ ロオキ)	9 Neolucanus tanakai (タナカマルバネクワガ タ)
4 Garrulax sannio (カオジロガビチョウ)	6 Bufo quercicus (オークヒキガエル)	ヘ すすぎ目	0 Neolucanus waterhousei (ウオーターハウス マルバネクワガタ)
5 Leiothrix lutea (ソウシチョウ)	7 Bufo speciosus (テキサスヒキガエル)	(1) サンフイシム科	(3) ながねむし科
三 爬虫綱	8 Bufo typhonius (ロノハヒキガエル)	(1) Lepomis macrochirus (ブルーギル)	1 Cheironomus 属 (テナガコガネ属) に属する種 のうち Cheironomus jamber (ヤンバルテナガ コガネ) 以外のもの
イ かめ目	(2) あまがえる科	2 Micropterus dolomieu (ロクチバス)	2 Euchiurus 属 (クモテナガコガネ属) 全種
(1) かみつきがめ科	1 Osteopilus septentrionalis (キューバズツ キガエル)	3 Micropterus salmoides (オオクチバス)	3 Propomacrus 属 (ヒメテナガコガネ属) 全種
1 Chelydra serpentina (カシツキガメ)	(3) ゆびなががえる科	(2) はせ科	ハ はち目
(2) むきがめ科	1 Eleutherodactylus coqui (ロキーコヤスガエ ル)	1 Neogobius melanostomus (ラウンドグoby)	(1) みぐはち科
1 Trachemys scripta (アカミシガメ)	2 Eleutherodactylus johnstonei (ジョンスト ンコヤスガエル)	(3) あかめ科	1 Bombus terrestris (セイヨウオオマルハナバ チ)
(3) いしがめ科	3 Eleutherodactylus planirostris (オンシツ ガエル)	(4) ぞろネ科	(2) あり科
1 Mauremys sinensis (ハナガメ)	(4) じむべりがえる科	1 Morone americana (ホワイトパーチ)	1 Lepisota frauenfeldi (ハヤトゲフシアリ)
ロ とかげ目	1 Kaloula pulchra (フジアジムグリガエル)	2 Morone chrysops (ホワイトバス)	2 Linepithema humile (カルゼンチンアリ)
(1) アガマ科	(5) あかがえる科	3 Morone saxatilis (ストライトバス)	3 Solenopsis geminata 種群 (ソレノプスイス・ ゲリナタ種群) 全種
1 Japalura swinhonis (スウインホーキノボリ トカゲ)	1 Rana catesbeiana (ウシガエル)	(5) パーチ科	4 Solenopsis saevissima 種群 (ソレノプスイ ス・サエウスイマ種群) 全種
(2) たてがみとかげ科	(6) あおがえる科	1 Gympocephalus cernua (ラッフ)	5 Solenopsis tridens 種群 (ソレノプスイス・ トウリダンス種群) 全種
1 Anolis allouus (アノリス・アルログス)	(1) ガー科	2 Perca fluviatilis (ヨーロッパパーチ)	6 Solenopsis virulens 種群 (ソレノプスイス・ ヴァイルレンス種群) 全種
2 Anolis altuceus (アノリス・アルタケウス)	(1) ガー科	3 Sander luciperca (バイクパーチ)	7 Masmannia autropunctata (ロカミアリ)
3 Anolis angusticeps (アノリス・アングステ イケプス)	五 条鱗目	(6) けくち科	(3) すずめばち科
4 Anolis carolinensis (グリーンアノール)	イ ガー目	1 Siniperca chuatsi (ケツギョ)	1 Vespa velutina (ソマアカズズメバチ)
5 Anolis equestris (ナイトアノール)	(1) ガー科	2 Siniperca scherzeri (ロウライケツギョ)	
6 Anolis garmani (ガーマンアノール)	1 ガー科全種	六 昆虫綱	
7 Anolis homolechis (アノリス・ホモレキス)	ロ こい目	イ ちよう目	
8 Anolis sagrei (ブラウンアノール)	(1) こい科	(1) たてはちよう科	
ハ くび目	1 Acheilognathus macropterus (オオタナゴ)	1 Hestina assimilis (アカボシコマダラ) のう ち Hestina assimilis shiraki (アカボシコ マダラ奄美亜種) 以外のもの	
(1) なみ／び科	ハ なまぢ目	ロ 甲虫目	
1 Boiga cyanea (ヒツリオオガシラ)	(1) ぞろ科	(1) かみありむし科	
2 Boiga cyonodon (イヌズオオガシラ)	1 Taehysurus fulvidrao (コウライイギキ)	1 Anoplophora glabripennis (ツヤハダコマダ ラカ／＼キ)	
3 Boiga dendrophila (マングローブ／＼ビ)	(2) イクタルス科	2 Apriona swainsoni (サビイロクワカミキリ)	
4 Boiga irregularis (マナッオオガシラ)	1 Ameiurus nebulosus (ブラウンブル／＼ツ)	3 Atomia bungii (ツビアカツヤカミキリ)	
5 Boiga nigriceps (ボウシオオガシラ)	2 Uta stansburiana (チャネルキヤットフイ シム)		
6 Elaphe taeniura friesi (タイワンズジオ)			

七 甲殼綱	イ トリノエビ目
(1) トリノエビ科	
1 Dikerogammarus villosus (ライケロガンマルス・ヴェイルロス)	
ロ エビ目	
(1) ざりがに科	
1 ざりがに科全種	
(2) アメリカざりがに科	
1 アメリカざりがに科全種	
(3) アジアざりがに科	
1 アジアざりがに科に属する種のうち Cambaroides japonicus (ニホンザリガニ) 以外のもの	
(4) みなみざりがに科	
1 みなみざりがに科全種	
(5) もぐずがに科	
1 Eriocheir 属 (モクズガニ属) に属する種のうち Eriocheir japonica (モクズガニ) 及び Eriocheir ogasawarenensis (オガサワラモクズガニ) 以外のもの	
八 くも綱	
イ タビ目	
(1) キョウゴウタビ目科	
1 キョウゴウタビ目科全種	
ロ くも目	
(1) じょうじくも科	
1 Attax 属 (アトラクス属) 全種	
2 Hadronyche 属 (ハドロニユケ属) 全種	
(2) こつぐも科	
1 Lososcelus gauchoi (ロクソスケレス・ガウコ)	
2 Lososcelus laeta (ロクソスケレス・ラエタ)	
3 Lososcelus reclusa (ロクソスケレス・レクルサ)	
(3) ひめぐも科	
1 Latrodectus 属 (コケグモ属) に属する種のうち Latrodectus elegans (アカオヒコケグモ) 以外のもの	
九 二枚貝綱	
イ いがい目	
(1) いがい科	
1 Limoperla 属 (カワヒバリガイ属) 全種	
ロ まるすだれがい目	
(1) かわほととぎすがい科	

1 Dreissena bugensis (クワツガガイ)	
2 Dreissena polymorpha (カワホトトギスガイ)	
十 腹足綱	
イ まいまい目	
(1) スピラクスイダエ科	
1 Englandia rosea (ヤマヒタチオウ)	
十一 渦虫綱	
イ 三岐腸目	
(1) やりがたりくうずむし科	
1 Planorbis manokwari (ニューギニアヤリガタリクウズムシ)	
第二 植物界	
(1) ひゆ科	
1 Alternanthera philoxeroides (ナガエツルノゲイトウ)	
(2) せり科	
1 Hydrocotyle ranunculoides (ブラジルチドメクサ)	
(3) さといも科	
1 Pistia stratiotes (ボタンウキクサ)	
(4) あかうさく科	
1 Azolla cristata (アゾラ・クリスタタ)	
(5) きく科	
1 Coreopsis lanceolata (オオキンケイギク)	
2 Gymnocoronis spilanthoides (シズヒビワリ)	
3 Mikania micrantha (ツルヒヨドリ)	
4 Rudbeckia laciniata (オオハンゴンソウ)	
5 Senecio madagascariensis (ナルトサワギク)	
(6) うり科	
1 Cycos angulatus (アレチウリ)	
(7) もうせんちゅけ科	
1 Prosera intermedia (ナガエモウセンゴケ)	
(8) ありのつぐぐも科	
1 Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)	
(9) たぬきぎ科	
1 Utricularia cf. platensis (エフクレタヌキモ)	
2 Utricularia inflata (ウトウリクラリア・インフラタ)	
3 Utricularia platensis (ウトウリクラリア・プラテンシス)	
(10) あかばな科	
1 Ludwigia grandiflora (ルドウイギア・グラデイフロラ)	

(11) いね科	
1 Amphibia arenaria (ビーチグラス)	
2 Spartina 属 (スバルテイナ属) 全種	
(12) つまのほぐさ科	
1 Veronica anagallis-aquatica (オオカワヂシヤ)	
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	
<b>別表第二 交雑することにより生じた生物 (第一条関係)</b>	
項名	
第一 動物界	
一 哺乳綱	
イ 霊長目	
(1) おながやる科	
1 Macaca cyclops (タイマカ)	Macaca fuscata (ニホンザル)
2 Macaca mulatta (アカゲザル)	Macaca fuscata (ニホンザル)
二 爬虫綱	
イ かめ目	
(1) いしがめ科	
1 Mauremys sinensis (ニホンイシガメ)	Mauremys japonica (ニホンイシガメ)
2 Mauremys sinensis (マナヅクイシガメ)	Mauremys mutica (マナヅクイシガメ)
3 Mauremys sinensis (マナヅクイシガメ)	Mauremys reevesii (クサガメ)
三 条鱗亜綱	
イ ガー目	
(1) ガー科	
1 ガー科に属する種	ガー科に属する他の種
ロ かわかます目	
(1) かわかます科	
1 かわかます科に属する種	かわかます科に属する他の種
ハ すずき目	
(1) モロネ科	
1 Morone chrysops (ホンイトバス)	Morone saxatilis (ストライトバス)
四 昆虫綱	
イ はち目	
(1) あり科	

1 Solenopsis geminata 種	左欄に規定する種群 (ソレノプシス・ゲミナタ種群)、ミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群 (ソレノプシス・サエウイスイマ種群)、Solenopsis tridens 種群 (ソレノプシス・トゥリデンス種群) 及び Solenopsis viridens 種群 (ソレノプシス・ヴィルデンス種群) に属する種
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	
<b>別表第三 外来生物の器官 (第三条関係)</b>	
項名	器官
1 Alternanthera philoxeroides (ナガエツルノゲイトウ)	根
2 Hydrocotyle ranunculoides (ブラジルチドメクサ)	根
3 Pistia stratiotes (ボタンウキクサ)	根
4 Azolla cristata (アゾラ・クリスタタ)	茎
5 Coreopsis lanceolata (オオキンケイギク)	根
6 Gymnocoronis spilanthoides (シズヒビワリ)	根
7 Mikania micrantha (ツルヒヨドリ)	根
8 Rudbeckia laciniata (オオハンゴンソウ)	根
9 Senecio madagascariensis (ナルトサワギク)	根
10 Prosera intermedia (ナガエモウセンゴケ)	根
11 Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)	根
12 Utricularia cf. platensis (エフクレタヌキモ)	茎
13 Utricularia inflata (ウトウリクラリア・インフラタ)	茎
14 Utricularia platensis (ウトウリクラリア・プラテンシス)	茎

15	<i>Ludwigia grandiflora</i> (ルドウィギヤ)	茎、根
	ア・グランディフロラ	
16	<i>Ammophila arenaria</i> (ビーチグラス)	根
17	<i>Spartina</i> 属 (スバルテイナ属)	全種茎、根
18	<i>Veronica anagallis-aquatica</i> (オカワヂシヤ)	
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。		
別表第四 その個体が必要緊急対処特定外来生物となる外来生物の種 (第四条関係)		
項種名		
1	<i>Solenopsis geminata</i> 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群) 全種	
2	<i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群) 全種	
3	<i>Solenopsis tridens</i> 種群 (ソレノプスイス・トゥリデンス種群) 全種	
4	<i>Solenopsis viridens</i> 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) 全種	
別表第五 その個体が必要緊急対処特定外来生物となる交雑することにより生じた生物 (第四条関係)		
種名		
<i>Solenopsis geminata</i> 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、 <i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、 <i>Solenopsis tridens</i> 種群 (ソレノプスイス・トゥリデンス種群) 及び <i>Solenopsis viridens</i> 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) に属する種		
左欄に規定する種群に属する他の種		